

愛媛県からの通知です。

6 建第 872 号  
令和 6 年 11 月 20 日

建築士・建築施工管理技士の皆様

愛媛県土木部道路都市局  
建築住宅課長

令和 6 年度地震被災建築物応急危険度判定講習会（第二回）の受講について  
（お願い）

平素より、本県の建築住宅行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震では、甚大な被害が想定されており、発災後の建築物等が起因する二次災害を防止するなど、被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士<sup>※1</sup>」という。）の役割は非常に重要なものとなっております。

このため、当課では、標記講習会<sup>※2</sup>の実施回数を増やすと共に、資格要件を緩和することにより、判定士の確保に努めているところですが、県内の判定士数はまだまだ不足しております。

発災後迅速な判定活動を行うためにも、技術者である皆様のご協力が必要であると考えておりますので、是非、標記講習会を受講の上、判定士となっていただき<sup>※3</sup>、発災後の判定活動にご協力賜りますようお願いいたします。

**※申込期間：令和 6 年 12 月 9 日（月）～令和 7 年 1 月 23 日（木）**

**※1）被災建築物応急危険度判定士**

地震被災直後に、二次被害を防止することを目的に、被災建築物の倒壊の危険性や屋根・窓ガラス等の落下の危険性などを判定する、都道府県の認定を受けた者。

**※2）受講対象者**

- ① 建築士（一級・二級・木造）
- ② 令和 6 年建築士試験合格者（一級・二級・木造）
- ③ 一級建築施工管理技士
- ④ 二級建築施工管理技士（種別で躯体・仕上げを除く）
- ⑤ 地方公共団体職員（建築に関する実務経験 3 年以上）

**※3）講習会受講後、無料で判定士に登録されます。**  
（更新時は、講習会の再受講は不要です。）

**※4）令和 3 年度から、愛媛県の「建設業者格付け事務取扱要領」を改正し、応急危険度判定士が所属している場合、加点の対象となりました。**

愛媛県 土木部 道路都市局  
建築住宅課 建築指導係  
担当：長賀部・田窪  
TEL：089-912-2757（係直通）